

議会案第 2 号

寒河江市議会委員会条例の一部改正について

上記のことについて、別紙のとおり寒河江市議会会議規則（昭和 4 2 年議会規則第 1 号）第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

令和 5 年 3 月 2 0 日

提出者 議会運営委員会

委員長 阿 部 清

寒河江市議会議長 伊 藤 正 彦 殿

寒河江市議会委員会条例の一部を改正する条例

寒河江市議会委員会条例（昭和42年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表厚生文教常任委員会の項中「、健康福祉課、高齢者支援課」を「、福祉国保課、健康増進課」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

寒河江市課制条例の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。